

令和5年4月1日

健康診断で「協会けんぽ」をご利用の事業者様

一般社団法人弘前地区労働基準協会

胃部レントゲン検査未実施の取り扱いについて

いつも健康診断をご利用いただきありがとうございます。

さて、安全衛生法で定められている労働者に対する定期健康診断に、全国保健健康協会（協会けんぽ）の「生活習慣病予防健診」をご利用される事業者が増えています。生活習慣病予防健診は、死亡原因で最も多いがんの早期発見・早期治療を目的としていることから胃部レントゲン検査（バリウム等）及び便潜血反応検査等のがん検診の受診が必須となりますが、最近では業務の都合等により胃部レントゲン検査を実施されない事業場が見受けられます。

先般、協会けんぽより健診実施機関に対し、生活習慣病予防健診はがん検診とセットの健診として費用を補助していることから、胃部レントゲン検査を未実施の場合は協会けんぽの費用の補助を受けられないとの通告がありました。

つきましては、生活習慣病予防健診を利用する際には、特別な理由が無い限り胃部レントゲン検査を実施いただくようお願い申し上げます。又、胃部レントゲン検査を実施されない場合には、協会けんぽの費用の補助を受けられない定期健康診断に切り替えとなりますのでご理解願います。

【参考】

◎協会けんぽによる生活習慣病予防の自己負担額：5,282円

※費用総額：18,865円

◎定期健康診断（A）の料金：8,580円（税込）

※バリウム検査を省略し便検査を実施した場合は別途費用がかかります

◎胃部レントゲンを未実施とすることができる場合

（当日の健診実施機関の医師の判断が必要になります）

- ① 治療中（医師からの指示）
- ② 受診前に他の健診等で実施をしている場合
- ③ アレルギー、妊婦等
- ④ 当日の体調

担当：弘前地区労働基準協会 岩見

電話：0172-26-0663 F A X：0172-29-1226